

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和5年（2023年）9月7日（諮問第226号）

答申日：令和6年（2024年）12月27日（答申情第185号）

事案名：行政文書の不存在による不開示決定（令和5年（2023年）5月17日付け熊本県指令水俣審第2号）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年（2023年）5月17日付け熊本県指令水俣審第2号により行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）3月31日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - （1）令和4年（2022年）3月24日付け熊本県情報公開・個人情報保護審議会答申第170号（以下「令和4年答申」という。）において、実施機関は「『表現力』の記載は、感覚検査が、被検者の応答によって感覚障害の有無や程度を確認することから、どのような言葉で表現・応答するかが重要になるため用いたもの」とした。
 - ① 被検者のどのような「応答」を、熊本県は感覚検査に支障を生じるものと考えているのか。この支障が分かる文書。（以下「対象文書①」という。）
 - ② 「感覚障害の有無」及び「程度」について、同県はどのように判断しているのか。この判断が分かる文書。（以下「対象文書②」という。）
 - （2）実施機関は「『社会的・政治的ストレス』の記載については、感覚障害が心理的影響によって生じる場合があることが医学書に記載されていることから、心理的影響の例として社会における様々なストレスを挙げたもの」とした。
 - ③ 「社会的・政治的ストレス」によって、感覚検査にどのような影響を及ぼすのか。この影響が分かる文書。（以下「対象文書③」という。）
 - （3）実施機関は「感覚検査は、神経疾患の検査においては、神経疾患を専門とする医師を検診医として選定しており」とした。
 - ④ 同県は、どのように検診医を選任しているのか。この選任が分かる文書。（以

下「対象文書④」という。)

- 2 令和5年(2023年)5月17日、実施機関は、本件開示請求の対象文書について、該当する文書を作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 令和5年(2023年)8月1日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 令和5年(2023年)9月7日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「当審議会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、審査請求書によると、次のとおりである。

行政文書の不存在による不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和4年答申において、実施機関は、『表現力』の記載は、感覚検査が、被験者の応答によって感覚障害の有無や程度を確認することから、どのような言葉で表現・応答するかが重要になるため用いたもの」とした。それならば、被検者の応答には個人差があるから、感覚検査に当たって、熊本県は被検者の応答に配慮すべきと考え、対象文書①及び対象文書②の開示請求に至った。

感覚検査には不信感を覚えるが、それでも、熊本県が感覚検査において応答を重要とするのであれば、これを公平に判断できるかが問われる。そのため、実施機関が不存在により不開示とした対象文書①及び対象文書②は不可欠なものであって、「表現力」を引用した医学書を調べてみれば、当該文書は特定できるはずであり、「存在しないため」との不開示理由は承服できない。これを特定し、開示することを求める。

- (2) 令和4年答申において、実施機関は『社会的・政治的ストレス』の記載については、感覚障害が心理的影響によって生じる場合があることが医学書に記載されていることから、心理的影響の例として社会における様々なストレスを挙げたもの」とした。政治的ストレス等は被検者でなければわからないため、それを熊本県はどのように判断にするのかに関

心を持ち、対象文書③の開示請求に至ったが、実施機関は「存在しない」とした。

熊本県は、「社会的・政治的ストレス」を、被検者が水俣病に罹患したことによる感覚障害を否定するためのものとした。それでも、感覚障害が心理的影響によって生じるものと同県が主張するのであれば、実施機関が不存在による不開示とした対象文書③は不可欠なものであり、心理的影響の例として、「社会的・政治的ストレス」が医学書に記載されていたものならば、当該医学書を調べてみれば特定できるはずであり、「存在しないため」との不開示理由は承服できない。これを特定し、開示することを求める。

- (3) 令和4年答申において、実施機関は「感覚検査は、神経疾患の検査の中でも最も難しいものの1つである」とされていることから、感覚検査においては、神経疾患を専門とする医師を検診医として選定しており」とした。よって、対象文書④の開示請求に至ったが、実施機関は「存在しない」とした。

「神経疾患を専門とする医師を検診医として選任しており」とのことであれば、熊本県は神経疾患を専門とする医師が検診医にふさわしいかどうかを協議し、その上で、この医師を検診医として選任したものと考えられる。このことから、実施機関がその選任を公正に行ったならば、請求に応えるだけの公開できる情報として、少なくとも不存在による不開示とした対象文書④は作成していたはずであり、存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

開示の請求のあった対象文書①ないし対象文書④の文書は存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

2 審議会における説明聴取の要旨

(1) 対象文書①ないし対象文書③について

対象文書①は、被検者のどのような「応答」により感覚検査に支障が生じると熊本県が考えているのかがわかる文書、対象文書②は、「感覚障害の有無」及び「程度」について、熊本県がどのように判断しているのかがわかる文書、対象文書③は、「社会的・政治的ストレス」が感覚検査にどのような影響を及ぼすと熊本県が考えているのかがわかる文書と特定した。

水俣病の検診で実施される感覚障害の検査は、水俣病の検診以外でも用いられる一般的な神経内科学的手法によるものである。よって、感覚検査における①被検者の「応答」、②「感覚障害の有無」及び「程度」、③「社会的・政治的ストレス」が感覚障害に及ぼす影響のいずれについても、一般的な神経内科の感覚検査と同様に判断されている。

したがって、これらの判断について、熊本県としての考え方を示す資料は作成していないため、対象文書①ないし対象文書③は存在しない。

(2) 対象文書④について

大学や公的医療機関等に対し、検診医に相応しい医師の推薦を依頼し、検診医を選任している。なお、新たな医師の推薦は、既に検診医となっている医師が所属する医療機関等からの口頭での紹介により行われるため、検診医の推薦依頼に関する文書は作成していない。

よって、対象文書④は存在しない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 対象文書①ないし対象文書③について

審査請求人は、本件審査請求において、対象文書①ないし対象文書③について、「医学書を調べてみれば特定できるはずである」と主張しているものの、これらの存否について具体的に主張するものではない。

一方、実施機関は、水俣病の検診で実施される感覚障害の検査は一般的な神経内科学的手法によるものであり、感覚検査における①被検者の「応答」、②「感覚障害の有無」及び「程度」、③「社会的・政治的ストレス」が感覚障害に及ぼす影響のいずれについても、熊本県としての考え方を示す資料は作成していないと説明している。

実施機関の説明に特段不合理な点はなく、対象文書①ないし対象文書③の不存在による不開示決定は妥当である。

2 対象文書④について

審査請求人は、本件審査請求において、「実施機関が検診医の選任を公正に行ったならば、対象文書④を作成していたはずである」と主張している。

一方、実施機関は、検診医の選任方法について、大学や公的医療機関等に検診医に相応しい医師の推薦を依頼し、選任しており、新たな医師の推薦は、既に検診医となっている医師が所属する医療機関等からの口頭での紹介により行われているため、推薦依頼に関する文書は作成していないと主張している。

当審議会が実施機関に対し、検診医の選任の際に取得・作成した文書の提出を求めたところ、選任した検診医に対する検診の依頼及びその所属する医療機関等に対する検診医の派遣依頼に係る文書（以下「依頼文」という。）が提出された。

当審議会が依頼文の内容を確認したところ、依頼文は検診医を選任するためのものではなく、選任された検診医及びその所属する医療機関等に対して検診及び検診医の派遣を依頼するためのものであった。対象文書④は、熊本県がどのように検診医を選任しているのかが分かる文書であり、依頼文は対象文書④に該当しない。

依頼文以外に検診医の選任に際して取得・作成した文書は存在しないという実施機関の説明に、特段不合理・不整合な点はなく、対象文書④の不存在による不開示決定は、妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年（2023年） 9月 7日	・ 諮問（第226号）
令和6年（2024年） 8月28日	・ 審議
令和6年（2024年） 9月25日	・ 審議
令和6年（2024年）10月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和6年（2024年）11月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
委 員 甲斐 郁子
委 員 齊藤 信子
委 員 関 智弘